

令和5年度 大学院共通科目「国際研究プロジェクト」「国際インターンシップ」申請要領(案)

1. 資格及び条件

令和5年度開設の大学院共通科目「国際研究プロジェクト」「国際インターンシップ」の申請資格及び条件は以下(1)～(5)とする。

- (1) 大学院の正規課程に在学する学生で、当該科目のシラバスに記載されている海外での活動を予定(または終了)し、かつ海外におけるコミュニケーションに必要な語学力を有すること。(ただし、国籍を有する国での活動は対象としない。)
- (2) 渡航先での活動期間が10日間以上であり、渡航計画時に指導教員の承認を得ていること。
- (3) 渡航先での就業体験・研究内容等を、大学院共通科目の「国際インターンシップ」、「国際研究プロジェクト」科目として認定できること。(一つの海外渡航で当科目以外の科目との重複履修は不可。)
- (4) 渡航予定期間は、令和5年4月～令和6年2月の期間内とし、当該期間中休学又は留学の予定のない者。(年度をまたぐ渡航は認められない)
- (5) 過去に「国際研究プロジェクト」「国際インターンシップ」を履修していないこと。(同一科目を2回履修することは認められない)

2. 申請書類(次の全ての書類を提出のこと)

- (1) 筑波大学大学院共通科目「国際研究プロジェクト」「国際インターンシップ」実施計画書(指定様式)
【* 様式のエクセル版を、ホームページからダウンロードすること。】
- (2) 参加プログラムのパンフレット等、活動概要を示す資料
- (3) 語学力を証明するもの(TOEIC/TOEFL/TOEFL-ITP/英検等のスコア表のコピー等)
- (4) 受入先責任者の承認を証明するe-mail等の資料

3. 申請書類の提出期限及び提出先

上記の申請書類を、原則として渡航3週間前までに提出すること。

最終締切は12月27日(水)とする。

提出先:教育推進課大学院共通科目担当:(E-mail:ggec@un.tsukuba.ac.jp)

4. 選考

申請者について、大学院共通科目部会において選考し、申請の可否を決定する。

5. 報告書の提出と評価方法

当該科目の履修を許可された者は、以下①②の報告書の提出を義務とし、報告書は帰国後3週間以内に提出すること。ただし、帰国が2月8日以降になる場合は2月29日(木)を締切とする。

①「公開報告書」(A4、2頁)

* 大学院共通科目のHPでの公開を義務とする。

(参考:<https://www.tsukuba.ac.jp/education/g-courses-kyoutsuukamoku/tokouhishien/index.html>)

②「活動報告書」(A4、10頁以上)

評価方法については、「実施計画書」と「活動報告書」に基づき評価する。

6. 注意事項

- ①当該渡航期間中に休学又は留学を許可された者は資格を失うこと。
- ②本人の不注意による必要書類提出の遅延や履修申請漏れ等手続きの不備等があった場合は、不合格とするので、期限を厳守すること。

7. 本件に関する問い合わせ先

* 教育推進部教育推進課 大学院共通科目担当 (E-mail:ggec@un.tsukuba.ac.jp)